

## 第6章 震災対策計画

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、せたな町の区域内における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第1節 せたな町における地震の想定

#### 1. 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道での想定地震は図1及び表1となり、本町に影響を与える可能性のある地震の概要は以下のとおりである。

#### 2. 想定地震

##### (1) 海溝型地震

###### ①北海道南西沖 (T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

###### ②積丹半島沖 (T8)

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

##### (2) 内陸型地震

###### ①黒松内低地断層帯 (N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

###### ②函館平野西縁断層帯 (N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

図1

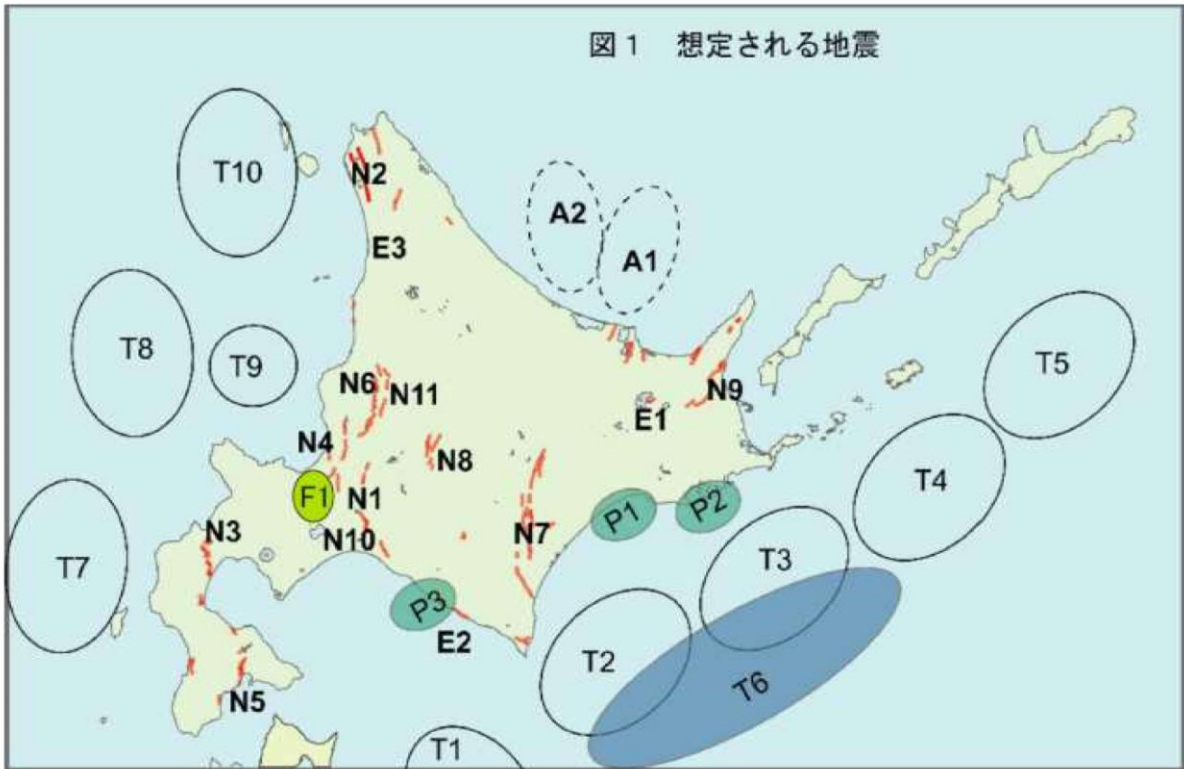


表1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さkm
<b>海溝型地震</b>					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
<b>内陸型地震</b>					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

\*断層モデルを公表している機関, 地震本部:地震調査研究推進本部, 中防:中央防災会議.

### 3. 想定地震津波

#### (1) 津波浸水予測・被害想定

##### ①神威岬沖の地震

積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、檜山振興局の海岸で早く、神恵内村～せたな町及び奥尻島北部で20分以内に生じる。

人的被害は、避難意識が低く、夏の昼間の場合には20人強、それ以外の場合には数人の被害が発生する。建物被害は、羽幌町、苫前町で全壊被害の発生が予測されるが、その他の市町村では半壊以下の被害の発生となる。

##### ②北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で5mを超え、上ノ国町～積丹町で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で10分以内、松前町～神恵内村で20分以内となる。

人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には、170～360人の死者が発生する。特に、せたな町では約90人の死者が発生する場合もある。構造物の効果がない場合には、320～470人の死者が発生すると予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で900棟強、構造物の効果がない場合には全体で1,700棟強の全壊が生じ、特に島牧村、せたな町及び奥尻町での被害大きい。

##### ③青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が5mを超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で10分以内、せたな町以南で20分以内となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、20～100人の死者が発生し、特に乙部町、江差町、松前町で被害が大きい。建物被害は、全体で90～140棟の全壊が生じると予測され、特に奥尻町、松前町での被害が大きい。

### 4. 検証地震津波

1993年7月12日22時17分にマグニチュード7.8の地震が発生した北海道南西沖地震は、関東大震災に匹敵する地震であり、奥尻島及び渡島半島南西部の沿岸に巨大な津波が来襲したことから、多数の犠牲者と甚大な被害を被ることとなった。

このことから北海道では、津波の実態を把握し、津波防災対策を推進するため、北海道南西沖地震により発生した津波を検証し、想定地震で津波の発生をもたらすと考えられる地震の発生メカニズムを高い精度で推定し、それにより引き起こされる津波の伝播状況、津波水位の予測を行った。

#### 【津波の水位(北海道南西沖地震津波：検証津波)】

漁港名	第1波		最大水位	
	津波水位(㍎)	到達時間(分)	津波水位(㍎)	到達時間(分)
須 築	2.5	6	2.5	6
瀬 棚	4.3	11	5.8	24
鵜 泊	4.1	10	4.1	10
久 遠	3.1	12	3.1	12

## 第2節 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

### 1. 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成5年7月に発生した北海道南西沖地震、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

#### (1) 家庭における措置

##### ①平常時の心得

- 1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 2) がけ崩れ、津波に注意する。
- 3) 建物の補強、家具の固定をする。
- 4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- 5) 飲料水や消火器の用意をする。
- 6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- 7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- 9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

##### ②地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- 3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- 4) 火が出たらまず消火する。
- 5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- 8) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- 9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- 10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- 11) 秩序を守り、衛生に注意する。

## (2) 職場における措置

### ①平常時の心得

- 1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- 2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- 3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- 4) 重要書類等の非常用持出品を確認する。
- 5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

### ②地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- 3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- 4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- 5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- 6) 正確な情報を入手する。
- 7) 近くの職場同士で協力し合う。
- 8) エレベーターの使用は避ける。
- 9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

## (3) 街など屋外でとるべき措置

- 1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- 3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

## (4) 運転者のとるべき措置

### ①走行中のとき

- 1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- 2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- 3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- 4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

### ②避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しない。

## (5) 津波に対する心得

### ①一般住民

- 1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- 2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- 3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- 4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- 5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- 6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- 7) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- 8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- 9) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、広報車などを通じて入手する。
- 10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 11) 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。

### ②船舶関係者

- 1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。
  - ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合  
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
  - イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合  
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- 2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などで入手する。
- 3) 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

### 第3節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

#### 1. 地震に強いまちづくり

##### (1) 建築物の耐震・不燃化の推進

###### ①防災上重要な公共施設の整備

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、役場をはじめ防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、耐震・不燃化を推進する。

###### ②指定避難所等の耐震対策

町は、特に災害時の防災拠点となる指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

なお、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

###### ③一般建築物の耐震性の向上

町は、建築物の耐震化の重要性を広く住民、事業所等に対し広報を行うとともに、町内の建築物の耐震性を高めるための相談、指導體制の整備を推進する。

###### ④総合的な地震安全対策

町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。

##### (2) 道路の整備

震災時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難及び緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。

このため、市街地では道路のネットワーク化を推進するとともに、高齢者や障がい者などの要配慮者に配慮し、道路のバリアフリー化を推進する。

また、郡部では避難場所に通ずる道路の確保に努めるものとするが、特に沿岸集落等では震災時の孤立化を阻止するため、内陸地域へ通ずる道路の確保に努めるものとする。

##### (3) 公園・緑地等の整備

災害時における避難地あるいは防火帯としての機能を有する公園・緑地・グラウンド等の整備を推進するとともに、公共・公益施設や民間事業所での植樹等による緑化推進を図り、延焼の防止を図るものとする。

##### (4) 水道施設及び下水道等排水施設の整備

町は、老朽管の布設替えを推進するとともに、本町の地盤の状況等も考慮し、配水管の整備、取り替え等、耐震強化対策を実施していくものとする。



### (5) 消防水利の確保

大規模地震では、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるため、耐震性防火水槽等の設置や海、河川等の自然水利を利用した多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

### (6) 液状化対策等

①町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

②個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

③町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある溜池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

### (7) 通信連絡体制の整備

震災時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策の検討が必要である。

- 1) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- 2) 停電時の非常用電源の確保
- 3) 通信設備の耐震化、免震化の推進

### (8) 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

## 2. 津波に強いまちづくり

①津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

②町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

③町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 第4節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 1. 防災知識の普及・啓発

#### (1) 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

#### (2) 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

一般住民に対して、次により防災知識の普及・啓発を図る。また、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

##### ①啓発内容

- 1) 地震・津波に対する心得
- 2) 地震・津波に関する一般知識
- 3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- 4) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- 5) 災害情報の正確な入手方法
- 6) 出火の防止及び初期消火の心得
- 7) 市街地等外出時における地震発生時の対処方法
- 8) 自動車運転時の心得
- 9) 救助・救護に関する事項
- 10) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- 11) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- 12) 要配慮者への配慮
- 13) 各防災関係機関が行う地震災害対策

##### ②普及方法

- 1) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- 2) インターネット、SNSの利用
- 3) 広報誌、広報車両の利用
- 4) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- 5) パンフレットの配布
- 6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

## 2. 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- ①学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ②児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- ③地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- ④社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 3. 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第5節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

### 1. 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

### 2. 訓練の種別

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- 1) 情報通信訓練
- 2) 広報訓練
- 3) 指揮統制訓練
- 4) 火災防ぎょ訓練
- 5) 緊急輸送訓練
- 6) 公共施設復旧訓練
- 7) ガス漏洩事故処理訓練
- 8) 避難訓練
- 9) 救出救護訓練
- 10) 警備・交通規制訓練
- 11) 炊き出し、給水訓練
- 12) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- 13) 災害偵察訓練等

### 3. 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関連機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するよう努めるものとする。

### 4. 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関連機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

## 5. 訓練の実施

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

### 第6節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

「第4章第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

### 第7節 相互応援(受援)体制整備計画

「第4章第4節 相互応援(受援)体制整備計画」を準用する。

### 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

「第4章第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

### 第9節 避難体制整備計画

「第4章第6節 避難体制整備計画」を準用する。

### 第10節 避難行動要支援者対策計画

「第4章第7節 避難行動要支援者対策計画」を準用する。

## 第11節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次に定めるところによる。

### 1. 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、北海道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 2. 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や北海道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、北海道は設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、国、北海道及び市町村等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・避難経路や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、北海道は可能な限り町が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

#### (1) 津波等災害予防施設の整備

町は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

##### ①海岸保全対策

町、北海道及び国は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

## ②港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

## (2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

### ①通報、通信手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（J-ALERTを含む）、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

### ②伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

### ③津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町及び防災関係機関は、津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

- 1) 町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。
- 2) 学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

## (3) 津波警報の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項について周知徹底を図る。

### ①一般住民に対し、周知を図る事項

- 1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- 2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- 3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- 4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- 5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。

- 6) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- 7) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- 8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- 9) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、広報車などを通じて入手する。
- 10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 11) 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。

②船舶関係者に対し、周知を図る事項

- 1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。
  - ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合  
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
  - イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合  
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- 2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線、広報車などで入手する。
- 3) 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

③漁業地域において、周知を図る事項

- 1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- 2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- 3) 避難判断は、独自の判断では行わず、津波警報等が解除されるまで避難海域で待機する。

(4) 津波災害警戒区域

町は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、道から指定された津波災害警戒区域について、津波警戒区域を示したハザードマップ及び指定緊急避難場所等の周知に努める。また、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は次のとおりである。

【津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設】

区分	施設名	所在地
学校	瀬棚小学校	瀬棚区本町



## 第12節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第10節 消防計画」の定めによるものとする。

### 1. 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び檜山広域行政組合せたな消防署は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、檜山広域行政組合の火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2. 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- ①一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- ②防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- ③ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3. 予防査察の強化指導

町及び檜山広域行政組合せたな消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- ①消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。
- ②消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4. 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び檜山広域行政組合せたな消防署は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 5. 消防計画の整備強化

檜山広域行政組合せたな消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画の整備強化を図るものとする。

### 第13節 危険物等災害予防計画

「第7章第3節 危険物等災害対策計画」を準用する。

### 第14節 建築物災害予防計画

「第4章第9節 建築物災害予防計画」を準用する。

### 第15節 土砂災害の予防計画

「第4章第16節 土砂災害の予防計画」を準用する。

### 第16節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次に定めるところによる。

#### 1. 液状化対策の推進

町は、防災関係機関との連携のもと液状化による被害を最小限に止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

#### 2. 液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

#### 3. 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下の対策が考えられる。

- 1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- 2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- 3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

#### 4. 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

### 第17節 積雪・寒冷対策計画

「第4章第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

### 第18節 業務継続計画の策定

「第4章第19節 業務継続計画の策定」を準用する。

### 第19節 複合災害に関する計画

「第4章第18節 複合災害に関する計画」を準用する。

### 第20節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策の的確な対応を図るための計画は、次に定めるところによる。

#### 1. 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は北海道及び防災関係機関と連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、北海道が現地災害対策本部等を設置したときは、同本部等と連携を図るものとする。

なお、地震・津波災害時の災害対策本部等の応急活動体制については、「第3章第1節 組織計画」に定めるところによる。

## 第21節 地震、津波情報の伝達計画

地震発生後の応急対策を実施していくうえで不可欠な地震・津波情報、被害情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達するための計画は、次に定めるところによる。

### 1. 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

町は、次に示す気象庁の発表する情報等を一刻も早く入手して地震発生後の初動体制をとるものとする。

#### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

#### (2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者・通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

#### (3) 緊急地震速報で用いる区域の名称

予報区の名称	区域	郡市区町村名
北海道道南	桧山地方	久遠郡〔せたな町〕、檜山郡〔江差町、上ノ国町、厚沢部町〕、爾志郡〔乙部町〕、瀬棚郡〔今金町〕

#### (4) 津波警報等の種類及び内容

種類	内容
大津波警報（特別警報）及び津波警報	該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
津波注意報	該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

## (5) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

## 【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される 津波の高さ が高いところ で3mを超 える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津 波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただ ちに高台や津波避難ビルなど安 全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される 津波の高さ が高いところ で1mを超 え、3m以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲 い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込ま れる。 沿岸部や川沿いにいる人はただ ちに高台や津波避難ビルなど安 全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。
津波注意報	予想される 津波の高さ が高いところ で0.2m以 上、1m以下 の場合であ って、津波 による災害 のおそれ がある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き 込まれ、また、養殖いかだが流出 し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行 わない。 注意報が解除されるまで海に入 ったり海岸に近付いたりしない。

## 【津波予報の発表基準】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (6) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多数発生した場合など	顕著な地震の地震要素更新のお知らせや地震が多数発生した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表  日本や国外への津波の影響についても記述して発表

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

## (7) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道日本海沿岸南部、北海道太平洋沿岸西部沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・渡島、檜山地方で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道日本海沿岸南部、北海道太平洋沿岸西部沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・渡島、檜山地方で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
渡島・檜山地方の地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
北海道の週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

## (8) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、(5)発表基準・解説・発表される津波の高さ等 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1.0m 超	数値で発表
	1.0m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

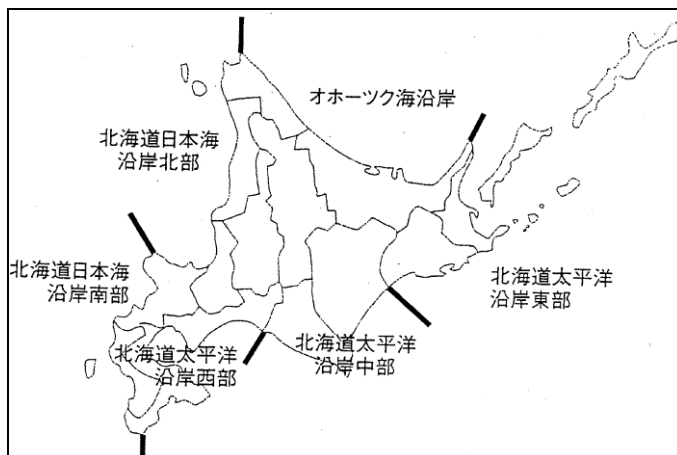
- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(9) 津波予報区

気象庁及び札幌管区気象台は、北海道の6予報区の沿岸に対し津波予報を発表している。





## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

- ※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。



## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

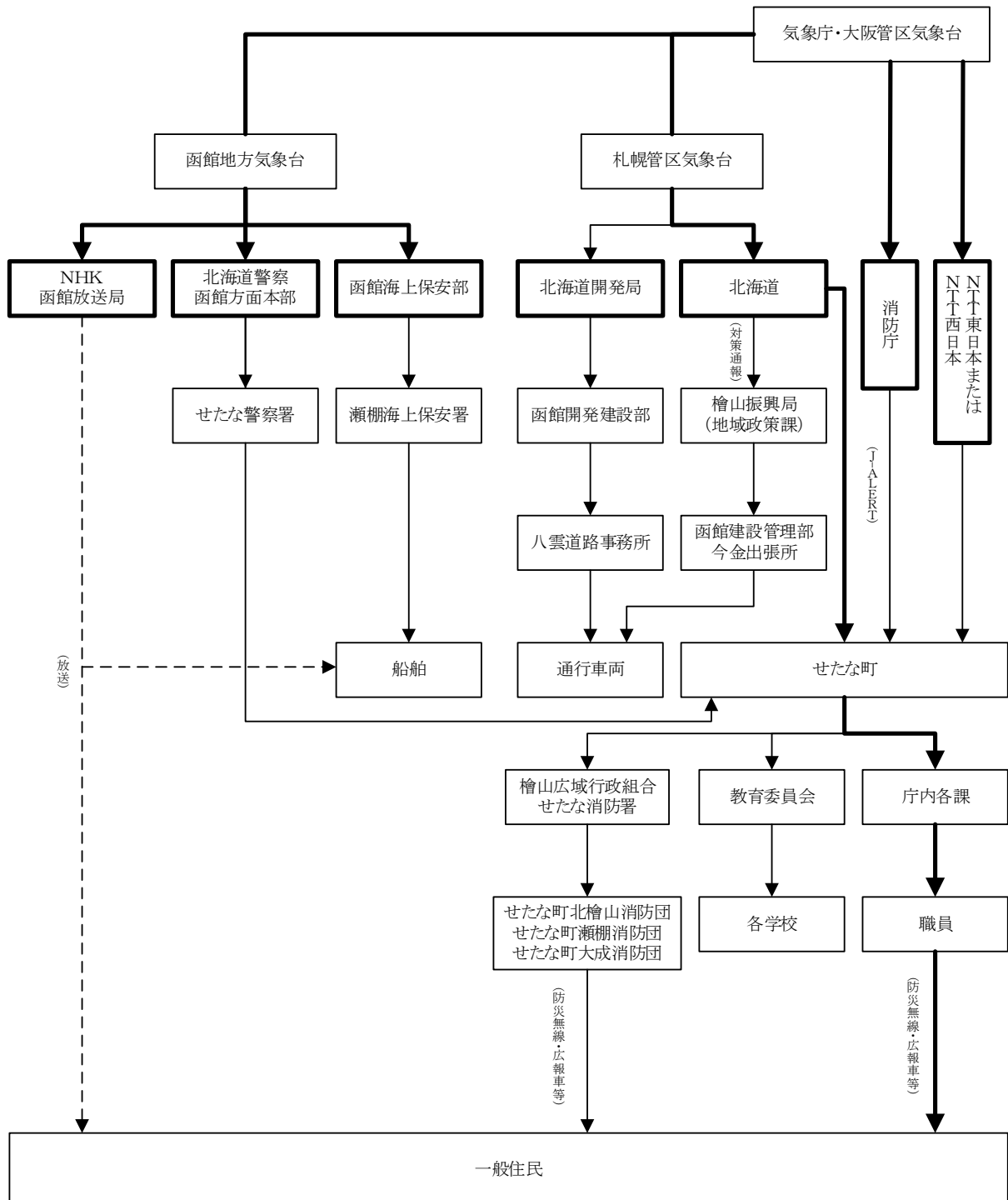
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(10) 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により迅速に通報・伝達するものとする。

【津波情報伝達系統図】



※注)    (太線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先  
 → (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達  
 - - - → (点線) は、放送

※N T T 東日本及びN T T 西日本は、津波警報と大津波警報(特別警報)の発表と解除のみ通報

## 第22節 災害情報等の収集、伝達計画

「第5章第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。

## 第23節 災害広報・情報提供計画

地震・津波災害時には、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるように住民に対して正確な情報を迅速に提供するため、積極的に広報活動を実施するものとする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによる。

### 1. 災害広報及び情報等の提供の方法

#### (1) 広報内容

- 1) 地震に関する情報（震度、震源、危険区域等）
- 2) 津波に関する情報（特別警報、警報、注意報、危険区域等）
- 3) 避難について（避難指示等の状況、指定避難所・指定緊急避難場所の位置、経路等）
- 4) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区間）
- 5) 火災状況（発生箇所、避難等）
- 6) 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- 7) 医療救護所の開設状況
- 8) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- 9) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- 10) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- 11) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

#### (2) 広報方法

町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、掲示板等あらゆる広報媒体を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者などの要配慮者への伝達には十分配慮し、必要により地域住民、民生委員等の協力により迅速に伝達を行うものとする。

## 第24節 避難対策計画

「第5章第4節 避難対策計画」を準用する。

## 第25節 救助救出計画

「第5章第9節 救助救出計画」を準用する。

## 第26節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、消火活動に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第10節 消防計画」に定めるところによる。

### 1. 消防活動体制の整備

町及び檜山広域行政組合せたな消防署は、町内における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消火活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

### 2. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- ①住宅密集地域の火災危険区域
- ②崖崩れ、崩壊危険箇所
- ③津波等による浸水危険区域
- ④特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3. 消防活動

- ①大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防署員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。
- ②延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難経路確保の消防活動を行う。
- ③同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い施設及び地域を優先に消防活動を行う。

### 4. 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

### 5. 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに緊急性の高い傷病者、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先して行うものとする。



## 6. 救助資機材の調達

家屋の倒壊等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

## 7. 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第27節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

### 1. 津波警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

#### (1) 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

#### (2) 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

#### (3) せたな警察署

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

#### (4) 瀬棚海上保安署

緊急通信等により、船舶に対し、津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

### 2. 住民等の避難・安全の確保

津波警報等が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び防災関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

#### (1) 町

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの強固な高層建物などに緊急避難するよう伝達する。

なお、避難指示については、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところによるものとする。

#### (2) 北海道

町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

**(3) せたな警察署**

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄するせたな警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

**(4) 瀬棚海上保安署**

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

**3. 災害情報の収集**

北海道、せたな警察署及び瀬棚海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

**第28節 災害警備計画**

「第5章第12節 災害警備計画」を準用する。

**第29節 交通応急対策計画**

「第5章第13節 交通応急対策計画」を準用する。

**第30節 輸送計画**

「第5章第14節 輸送計画」を準用する。

**第31節 ヘリコプター活用計画**

「第5章第8節 ヘリコプター活用計画」を準用する。

**第32節 食料供給計画**

「第5章第15節 食料供給計画」を準用する。

**第33節 給水計画**

「第5章第16節 給水計画」を準用する。

**第34節 衣料・生活必需物資供給計画**

「第5章第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

**第35節 石油類燃料供給計画**

「第5章第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

### 第36節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、住民の生活維持・安定に努めるための応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

#### 1. 上下水道

##### (1) 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給及び排水機能の復旧に努める。

##### (2) 広報

町は、地震・津波により水道施設及び下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

#### 2. 電気・通信・放送

電気、通信、放送の各事業者は、それぞれの応急復旧計画に基づき施設の被害調査、点検、また速やかに応急復旧対策を実施し、住民の生活の維持・安定を図るものとする。

### 第37節 医療救護計画

「第5章第10節 医療救護計画」を準用する。

### 第38節 防疫計画

「第5章第11節 防疫計画」を準用する。

### 第39節 廃棄物等処理計画

「第5章第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

### 第40節 家庭動物等対策計画

「第5章第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

### 第41節 文教対策計画

「第5章第26節 文教対策計画」を準用する。

### 第42節 住宅対策計画

「第5章第24節 住宅対策計画」を準用する。

### 第43節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次に定めるところによる。

#### 1. 応急危険度判定の実施

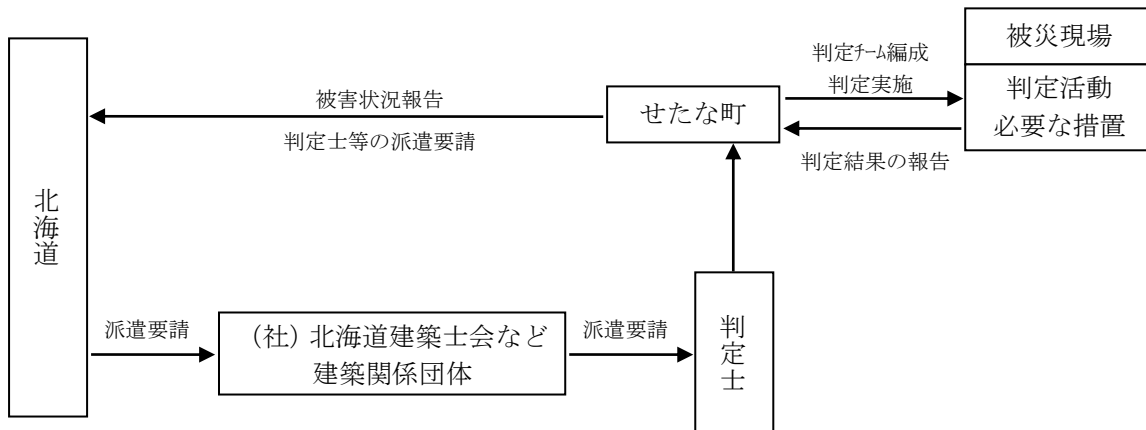
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

##### (1) 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

応急危険度判定士は、北海道に派遣を要請するものとする。

##### 【派遣体制】



##### (2) 応急危険度判定の基本的事項

###### ① 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

###### ② 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

###### ③ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

- 1) 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
- 2) 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- 3) 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

④判定の効力

行政機関による情報の提供である。

⑤判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 2. 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

### (1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

### (2) 実施主体及び実施方法

#### ①町及び北海道

町及び北海道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

#### ②建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

#### ③解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A 3 (42.0cm×29.7cm)以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

#### ④廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

## 第44節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、次に定めるところによる。

### 1. 危険度判定の実施

#### (1) 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

#### (2) 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### (3) 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ①「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- ②宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ③判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### (4) 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- ①宅地に係る被害情報の収集
- ②判定実施計画の作成
- ③宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- ⑤判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 2. 事前準備

町及び北海道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

- ①町と北海道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- ②北海道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

③北海道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

④町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

#### 第45節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

「第5章第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画」を準用する。

#### 第46節 障害物除去計画

「第5章第25節 障害物除去計画」を準用する。

#### 第47節 広域応援・受援計画

「第5章第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

#### 第48節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

#### 第49節 災害ボランティアとの連携計画

「第5章第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

#### 第50節 災害救助法の適用と実施

「第5章第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

#### 第51節 災害復旧計画

「第8章第1節 災害復旧計画」を準用する。

#### 第52節 被災者援護計画

「第8章第2節 被災者援護計画」を準用する。